

会計年度任用職員（ＩＣＴ支援員）の勤務条件

項 目	内 容
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	任用予定者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮の上、配置校を決定します。
職務内容	(1) 学習支援クラウドサービスの活用に関する支援、研修業務 (2) 児童・生徒が所有するＩＣＴ機器の活用支援業務 (3) 授業におけるＩＣＴ機器及び学習用ソフトウェア活用支援業務 (4) ＩＣＴ環境保守運用支援業務 (5) 東京都教育委員会が各校へ導入するシステム及び学校が独自に使用する各システムに関する支援業務 (6) その他、配置校等の校長等及び配置校等を所管する教育委員会が必要と認める事項
求められる資格・能力	(1) 東京都教育委員会の教育目標を理解し、健康でかつ意欲をもって職務を遂行できる (2) 誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる (3) 内外の関係者と円滑に業務を進めることができる (4) 職務上知り得た個人情報の秘密を守ることができる（退職後を含む。） (5) 公務員倫理を遵守し、業務を遂行することができる (6) Word・Excel を利用した文書作成、表作成等が支障なくできる なお、以下のいずれかを有していることが望ましい。 ・「教育情報化コーディネータ 3 級」認定を有する又はこれと同等の能力 ・小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校におけるＩＣＴ支援員の 2 年以上の業務経験 ・都立学校に導入されている各システムに関する知識
勤務日数	原則月 16 日、年間 80 日 （月曜日から金曜日までを基本としますが、4 月 1 日採用の場合、年間 20 日程度土曜の勤務を命じることがあります。） ※勤務する日は、職務の性質上、配置校の予定や都合と照らして、年間を通して偏りがないように設定しますので、あらかじめ、御了承ください。
勤務時間	7 時間 45 分（所定勤務時間を超える勤務はなし）
休憩時間	45 分
休暇	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護

	休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬	月額 201,600 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月） 原則として月の 1 日から末日までの期間分を翌月の 15 日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	地方公務員等共済組合法、介護保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれの保険に加入（一定の要件を満たす場合）

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。